

岩手県告示第437号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第104条第2号に規定する漁業に係る次の加入区及び漁業の区分について、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、同条第3項の規定による届出を審査した結果、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成23年7月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

加入区の名称	漁業の区分
釜石東部加入区	小型さんま棒受網漁業、総トン数20トン以上100トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業及び船びき網漁業（10トン以上20トン未満）
綾里加入区	小型さんま棒受網漁業
末崎加入区	小型さんま棒受網漁業